

## 被害回復関係業務における費用の具体例

裁判所に納める郵券  
裁判所に納める申立手数料  
書類作成に関する事務消耗品費  
謄写費用  
照会手数料等  
交通費（旅費・宿泊費を含む。）  
通信費及び荷造運搬費  
登記簿謄本、登記事項証明書、公図及び地積測量図等並びに固定資産税  
評価証明書  
鑑定料  
通訳料  
翻訳料  
戸籍謄抄本（除籍及び附票を含む。） 住民票（除票を含む。）及び外国人  
登録原票記載事項証明書  
特定適格消費者団体が委任した弁護士に対して支払う報酬  
共通義務確認訴訟に係る費用  
法第 25 条及び法第 26 条の通知及び公告に係る費用  
仮差押手続に係る費用

など